

セーフティネット保証(4号、5号)、セーフティネット貸付、新型コロナウイルス特別貸付の比較表

※<注意>日本政策金融公庫については「国民生活事業」を掲載しています。

	セーフティネット保証 (4号)	セーフティネット保証 (5号)	セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付
相談窓口 (※)	取引先の金融機関 信用保証協会 市区町村		日本政策金融公庫	日本政策金融公庫
申請窓口 (※)	1. 融資申請の前に「認定申請」が必要 市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口 2. 取引先の金融機関(又は保証協会経由)に融資申請		日本政策金融公庫	日本政策金融公庫
対象	<p><u>次のいずれにも該当する</u>中小企業者が措置の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月 	<p><u>以下のいずれかの要件を満たす</u>ことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。</p> <p>(イ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</p> <p>(ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p>	<p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、<u>次のいずれかに該当</u>する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 最近の取引条件が回収条件の長期化 	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、<u>次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</u>を営む方</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること <p>→ 「10%」基準</p>

	間の売上高等が前年同期に比して 20% 以上減少することが見込まれること。 → 「 20% 」 基準	(イ) → 「 5% 」 基準 (ロ) → 「 20% 」 基準	または支払条件の短縮化等により、0.1 ヵ月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上である方 → 「 5% 」 基準	
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	経営を安定させるために必要な運転資金
限度額	<一般枠とは別> 普通保証 2 億円以内 無担保保証 8,000 万円以内 無担保無保証人保証 1,250 万円以内		4,800 万円	別枠 1,000 万円 (旅館業を営む方は、別枠 3,000 万円)

利率	金融機関所定の利率	基準利率（※）	基準利率（※） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率 C（基準利率－0.9%）
信用保証料	おおむね 1%以内で、各信用保証協会毎および各保証制度毎に定められています。	なし	なし
返済期間	<保証期間> 10年以内	・設備資金 15年以内<うち据置期間 3年以内> ・運転資金 8年以内<うち据置期間 3年以内>	7年以内（2年以内）
担保 保証人	・保証人：法人の代表者を除き原則不要 ・担保：必要に応じて	要相談	要相談
その他	<手続きの流れ> 対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書 2 通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む必要があります。		ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

※日本公庫の利率について：<https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html>

※各制度の URL（問い合わせなど）

- ・セーフティネット保証（4号）https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm
（新着）セーフティネット保証 4号の指定 <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>
- ・セーフティネット保証（5号）https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
- ・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

Q&A 集 (作成 : 2020 年 3 月 1 日)

※今後の動向や状況によって回答も変わってくる可能性がありますので、その点、何卒ご了承ください。

質問	回答
新型コロナウイルス対策の金融、資金調達、資金繰り対策についての情報はどこにアクセスすればよいのか？	<p>中小事業者の方は以下の3つの窓口を確認してください。</p> <p><経産省、中小企業庁></p> <ul style="list-style-type: none">・【経産省】新型コロナウイルス感染症関連 https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html・【中小企業庁】新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報 https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html <p><日本政策金融公庫></p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスに関する相談窓口 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html <p><金融庁></p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症関連情報 https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html <p>また、中小企業施策の全体像やパンフレットについては以下をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・【全体像】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/yobihi_gaiyo_0214.pdf・【パンフ】新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf <p>また、雇用調整助成金については、要件が緩和されています。以下のサイトにてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・【厚労省】雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

セーフティネット保証とセーフティネット貸付／新型コロナウイルス特別貸付の違いは？	<p>まずは、相談・申請などの窓口が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証 <ul style="list-style-type: none"> →金融機関、信用保証協会、自治体 ・セーフティネット貸付／新型コロナウイルス特別貸付 <ul style="list-style-type: none"> →日本政策金融公庫 <p>そして、「セーフティネット保証」はその名称通り「保証」です。信用保証協会の信用保証が下りて、金融機関から融資が実行されます。「セーフティネット貸付／新型コロナウイルス特別貸付」は「貸付」です。つまり、日本政策金融公庫から直接、融資が実行されます。</p> <p>また、制度の概要も異なりますので、比較表に確認してください。</p>				
セーフティネット保証とセーフティネット貸付／新型コロナウイルス特別貸付は同時に使えるのか？	<p>制度上は両方の制度を利用することができます。当然ですが、申請すれば必ず保証、融資が実行されるわけではなく、<u>保証・融資審査の上決定されます</u>。また、「セーフティネット保証を使っているから、もうセーフティネット貸付は利用できない」と勘違いされている方がいますが、そんなことはありません。制度上は両制度の利用が可能です。審査の上、決定されます。</p>				
セーフティネット保証4号と5号の違いは？	<p>SN4号は「突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置」です。SN5号は「(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置」です。よって対象の定義も異なります。<u>4号は指定を受けた「地域」の企業が対象となります。5号は指定された「業種」の企業が対象となります。</u></p> <p>また売上高の減少幅によっても異なります。</p> <table border="1" data-bbox="869 951 2123 1098"> <tr> <td data-bbox="869 951 1003 1046">4号</td> <td data-bbox="1003 951 2123 1046">前年同月に比して <u>20%以上減少</u>しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→20%基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 1046 1003 1098">5号イ)</td> <td data-bbox="1003 1046 2123 1098">最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→5%基準</td> </tr> </table> <p>次に、貸し倒れた際の代位弁済の率が4号は100%保証、5号は80%保証となっており、金融機関として100%保証である4号の方が有難いといえるでしょう。</p>	4号	前年同月に比して <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→ 20%基準	5号イ)	最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→ 5%基準
4号	前年同月に比して <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→ 20%基準				
5号イ)	最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→ 5%基準				
セーフティネット保証4号と5号のどちらを利用すればよいのか？	<p>コロナウイルス対策としては、<u>4号は全国が対象</u>となっていますので、全国の中小事業者が対象となります。<u>5号は指定業種になっていない事業者は申請することはできません</u>ので、自社が指定業種に属するかどうかを確認してください。もし、5号の指定業種でなければ4号を申請するしかありません。</p> <p><5号の指定業種について>https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</p> <p>また、<u>売上の減少幅によっても異なります</u>。20%基準と5%基準がありますので、減少幅も考慮する必</p>				

	<p>要があります。また5号にはイ)とロ)の二つの対象基準がありますので、ロ)の基準にも当てはまるかどうかを確認してください(ロは20%基準)。「イ)なのか?ロ)なのか?」についても判断が必要になります。</p> <p><参考資料>セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2014/140303gaiyou.pdf</p> <p>5号に関しては、少々複雑に感じられるかもしれません。不明な点については、認定申請の市区町村窓口、信用保証協会、又は取引先の金融機関などに相談するようにしてください。</p> <p>これらの要件などを総合的に考慮して、「どちらに申請できるのか?」「どちらがスピーディーに手続きが進捗するのか?(窓口の込み具合等)」などで判断するしかありません。この判断、微妙な感覚については、随時、認定申請の市区町村窓口、信用保証協会、又は取引先の金融機関などに相談して判断されるようにしてください。</p>
<p>セーフティネット貸付と新型コロナ特別貸付のどちらを利用すればよいのか?</p>	<p>多くの事業者が利用できるのが「セーフティネット貸付」です。これが原則です。現時点においては「新型コロナ特別貸付」が実施されているので、そちらの要件に当てはまる場合は利用が可能です。しかしながら、「新型コロナ特別貸付」は「旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業」を対象としています。条件を比較すると「セーフティネット貸付」の方が利用しやすそうに思えます。また、「セーフティネット貸付」は要件が緩和されていて、「売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資」となっていますので、現在影響をうけていなくても対象となります!!</p> <p>なお、「新型コロナ特別貸付」の利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。よって、<u>組合員である事業者の場合は、組合に相談するとスムーズに進捗するかもしれません!!</u>すぐに組合の担当者に相談してみてください。</p>
<p>現在、日本公庫からしか融資を受けていない。民間金融機関からは融資を受けておらず、法人口座もメガバンクとネットバンクしかない。セーフティネット保証はメガバンクに相談するべきなのか?</p>	<p>小規模事業者の場合は、こういうケースは珍しくないかもしれません。この場合は、<u>まずは、日本政策金融公庫に取り急ぎ相談・手続きをされてください。</u></p> <p>民間金融機関から融資を受けていない事業者の方は、<u>顧問税理士がいれば、民間金融機関を紹介してもらえるかどうか相談するようにしてください。</u>それが無理な場合は、最寄りの<u>地方銀行、信用金庫、信用組合に対応してくれるかどうか電話にて確認をしてみてください。</u>また同時に信用保証協会にも相談をして、<u>信用保証協会から金融機関を紹介してもらえるかどうか確認されてみてください。</u>また、<u>日本公庫に</u></p>

	<p>相談する際に、「どこか信用金庫か信用組合を紹介していただくことはできませんか？」とお願いしてみてください。現在、日本公庫と民間金融機関と協調融資などで連携していますので、ご紹介してくれるかもしれません。従来は、日本公庫も信用保証協会もこのような紹介はしていませんでしたが、様々な経緯により、状況にもよりますが現在は紹介などをする役割も担うようになっていきます。</p>
直近にて融資／保証を受けたばかりですが、また融資／保証を受けることはできるのか？	<p>限度枠内でしたら制度上は可能性があります。もちろん、審査の上決定されますので謝絶されることもあります。窓口には、コロナウイルスの拡大によって大きな影響を受けていることをしっかりと伝えてください。状況については、できればA4で1～2ペーくらいでまとめておきましょう。また、簡単なものでよいので直近の日別の売り上げ実績なども提出できるようにしておきましょう。</p>
直近にて融資を断られたばかりですが、融資をしてもらえる可能性はあるのか？	<p>現時点（2020年3月1日作成時点）においては、コロナウイルス拡大による緊急的な有事ですので、あらためて相談をしてみてください。もちろん、倒産寸前のような事業者に融資をすることはできませんが、ひとまずは相談されることをお勧めします。可能性はゼロではありません。できれば、一度、顧問税理士、又は資金調達の専門家に相談することをお勧めします。</p>
既にセーフティネット5号を利用しているのですが、またさらに使えるのか？4号も利用することができるのか？	<p>保証限度枠内なら可能性はあります。併用可能です。もちろん、審査の上決定されますので謝絶されることもあります。取引先の金融機関に相談してみてください。曖昧な返答の場合は、金融機関に了承を得た上で、信用保証協会に直接ご相談してみてください。</p>
結局、どの制度を利用すればよいのか？	<p>セーフティネット保証とセーフティネット貸付／新型コロナ特別貸付のそれぞれの条件などを考慮して検討してください。</p> <p>こういう有事の際は、現預金があればあるほど安心です。よって、借りられるだけ借りておく！という考え方も間違いではありません。特に月商の1か月分に満たない事業者の場合は、資金を借りておきましょう。3か月あれば安心です。（しかしながら、3か月は相当の優良企業でないと難しいかもしれません。）</p> <p>こういう前提ですと、日本公庫（セーフティネット貸付又は新型コロナ特別貸付）には、すぐに申請してください。セーフティネット保証に関しても、4号、5号のどちらかを申請するようにしてください。</p> <p>「どうしてもどの制度を利用すればわからない」という事業者の方は、顧問税理士か、専門家に相談するようにしてください。</p>
公的制度だけではなく、プロパー融資もしてもらえるのか？	<p>もちろん、業績のよい企業の場合は、取引先の金融機関にプロパー融資で即対応できないかどうか確認してください。プロパーの方が実行は早いと思われます。同時にセーフティネット保証やセーフティネット貸付などの利用も検討してください。月商の3か月分の資金を保有しておきたいものです。</p>

<p>これら以外に資金調達の方法はあるのか？</p>	<p>このような有事の際は、全ての選択肢を否定せずに検討するようにしてください。たとえば、以下のような方法があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. ノンバンクからの融資 <ul style="list-style-type: none"> ・無担保融資 例) ビジネクスト ・不動産担保融資 例) アサクス ・AI 融資 例) アルトア など 2. ファクタリング（債権の譲渡による早期現金化） <ul style="list-style-type: none"> ・2社間ファクタリング ・3社間ファクタリング 3. 小規模企業共済、セーフティ共済の契約者貸し付け 4. 法人保険の契約者貸し付け 5. 消費者金融 </div> <p>これらの方法がありますが、一長一短あります。よって十分に検討してから利用するようにしてください。利用を検討する際には、一度、顧問税理士の意見をきいてみるのもよいかもしれません。</p> <p>小規模やセーフティ共済については、中小機構までお問い合わせください。貸付制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済制度 https://www.smrj.go.jp/kyosai/ <p>法人保険の契約者貸し付けについては、保険会社や代理店にお問い合わせください。特に審査がなくスピーディーに対応してくれるはずです。</p> <p>5の消費者金融に関しては事業性用途を対象とはしてはしていませんが、経営者も消費者でもあります。業績の悪化に伴って報酬などが取れない場合は、生活費などで消費者金融を利用することも有り得るでしょう。</p>
<p>自治体を実施しているコロナウイルス対策の融資制度はどうやって調べればよいのか？</p>	<p>政府レベルでの金融支援策の他、自治体レベルでもコロナウイルスの金融対策を行っています。是非、地元自治体のコロナウイルス対策融資制度について調べてみてください。</p> <p>調べ方は、「自治体名 コロナウイルス 融資」でネット検索してみてください。「自治体名」は、「都道府県」及び「市区町村」名を入れてみてください。現時点（2020年3月1日現在）においては、既に実施している自治体もありますが、まだ実施していないところもあります。</p> <p>自治体のコロナウイルス対策融資は、信用保証協会の信用保証付き融資となりますので、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のコロナウイルス対策融資 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 <p>のどれかに申請することになります。選択ポイントは、「自社がどの制度の対象となっているのか?」「スピード感が早いのはどの制度なのか? (窓口の混雑具合等)」などについて確認して判断されてみてください。自治体や信用保証協会に相談してみてください。</p>
<p>コロナウイルスの影響で業績が悪化して、借入金の返済ができそうにありません。ノンバンクなどを利用してでも資金調達した方がよいのか、リスケジュールをした方がよいのか? どう判断すればよいのでしょうか?」</p>	<p>緊急事態の状況下では、あらゆる選択肢を検討すべきです。「ノンバンクを使ってまで資金繰りの必要があるのか?」「それならリスクをした方がよいのでは?」については、一言では申し上げることはできません。ただ、言えることは、キツキツ状態でノンバンクから借りるのならリスケジュールをお願いした方が得策かもしれません。つまり、今現在、返済のための借入金が必要となるのならリスケジュールを選択する方がよいのかもしれません。そういう状況にある事業者様は、顧問税理士又は専門家にご相談するようにしてください。</p> <p>なお、現在、金融庁、経産省から条件変更の柔軟な対応については要請が公表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<中小企業庁>新型コロナウイルス感染拡大に伴い政府系金融機関等に対し配慮要請 https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200207005/20200207005.html ・<金融庁>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200207.html <p>また、「こういう状況だからいくらでも資金はあった方がよい。そのためにノンバンクからだって借りておきたい」というポジティブな判断に基づくのなら、この判断を否定はしません。</p>

<本資料に関するお問い合わせ>

・株式会社 MBS コンサルティング／資金調達サポート会
代表 吉田学

・お問い合わせ

<http://www.fa-ps.com/contact/>

※一人事務所ですのでお電話でのお問い合わせは何卒ご遠慮いただくようお願い申し上げます。

<お願い>

本資料（PDF）を自由に配布して下さって構いませんが、勝手に内容や体裁などを変更しないようにしてください。

また、何かしらの形式で有料販売するなどの行為はお止めください。

一人でも多くの経営者様、関係者様に目を通していただきたいと思います。